

第2回教育委員会定例会会議録

令和6年2月20日（火）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教育総務課長	石 田 進
	教育施設担当課長	島 崎 健 司
	教育指導支援課長	荒 西 岳 広
	指導担当課長兼総合教育センター所長	川 畑 淳 子
	生涯学習課長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第3号	令和5年度教育費（3月）補正予算（追加）案について	
議案第4号	令和6年度教育費予算案について	
議案第5号	国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について	
議案第6号	国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第7号	国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について	
議案第8号	国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定の締結について	
議案第9号	第四次国立市子ども読書活動推進計画（案）について	
報告事項	1）令和6年度教育委員会各課の事業計画について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館）	
	2）市教委名義使用について（5件）	
	3）要望書について（2件）	
議案第10号	校長、副校長の人事異動について	秘 密 会

○【雨宮教育長】 それでは、皆さん、こんにちは。まず初めに、インフルエンザの関係でご報告をさせていただければと思います。断続的に蔓延をしているというようなことで、本日には市内で 4 学級が学級閉鎖というところがございます。それから、昨日 2 月 19 日が 24 節気でいうところの雨水ということですね。だんだん春に近づいているというようなことでございますけれども、まさに昨日はそのような陽気でした。また、本日は既に 20 度を超えているということで、花粉症の方にはとてもつらい気候かななんて思っています。実は、天気予報等を見てもみますと、21 日以降は 2 月らしからぬ長雨、さらに低温も予想されるということだそうです。あと、23 日はもしかしたら雪が混じるかもしれませんというような、かなり気温が下がるということでございますので、皆様方、どうぞ健康にはご留意を頂ければなと思います。

また、2 月 21 日は、都立高校の一般入試の試験日になります。国立の生徒の皆さんのご検討をお祈りしたいなと思います。加えて、本日、議題並びに報告事項等、案件がかなり多くなっておりますので、皆様方におかれましては、審議のスムーズな進行にご配慮いただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これから令和 6 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名人を佐藤委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【佐藤委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第 10 号「校長、副校長の人事異動について」は人事案件ですので、秘密会といたしますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。



○議題（1） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

1 月 23 日、第 1 回定例教育委員会を開催いたしました。

また、同日、東京都体育健康教育推進校研究発表会が第三小学校で開催されました。

24 日、特別職職員報酬等審議会が開催されました。

この日から 30 日にかけてですが、学校給食に BOOK メニューを提供しております。これは図書館と給食ステーションがともに考えて、本にちなんだ給食メニューを提供したということでございます。

同日、ホテル日航立川において、東京都市教育長会が開催されました。会の後には、東京都の教育長の幹部の職員の皆様と懇談する機会が設けられております。

26 日、国立第一小学校創立 150 周年記念式典を開催いたしました。

27 日です。くにたち写真コンテストの表彰式が旧国立駅舎で開催され、市長、副市長ともに出席をしましてまいりました。

同日です。市内でくにたち SDGs まつりというものが、子ども大学くにたちが主催者として、また国立教育委員会も共催者として開催され、午後には、くにたち市民芸術小ホールにおいて、ポスターコンクールの国立の賞を差上げた皆さん、児童・生徒の皆さんをお迎えして表彰式を開催しております。

同日、やはり午後でしたが、国立市のフルインクルーシブ教育を考える会、こちらが国立市役所で開催をされております。

また、同日、第八小学校において、道徳授業の地区公開講座を開催いたしました。

28日です。東京大学の山上会館において、第4回SDGs全国ポスターコンクールの表彰式を開催いたしました。私も審査員として参加をさせていただいておりましたので、この日は、北は北海道から、南は種子島、さらに中国の日本人学校からの表彰を受けた方も参加していたというような状況でございます。国立の児童・生徒の方も何名か、前の土曜日に引き続いて参加していただいた皆さんもいらっしゃいました。

29日、食育授業の実施ということで、第六小学校の3年生の児童の皆様がステーションを訪問して給食を食べたり、あるいは、栄養士から食育の授業を受けていたりというようなことを初めて開催しました。その後、市内の小学校からかなり引き合いが来ているということで、とてもいい取組が広がっているのではないかなと思います。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

31日、東京都体育健康教育推進校研究発表会、第八小学校で開催いたしました。

また、同日です。国立市役所において、教育委員と中学校の生徒会役員との懇談会を開催いたしました。教育委員の皆様、各グループの進行をお務めいただき、ありがとうございました。その感想文が回ってきまして、非常に教育委員の皆様が丁寧な対応をしていただいたり、生徒たちが話しやすい雰囲気づくりをしていただいて、とてもうれしかったですという生徒からの感想文があったことをご報告させていただきます。

2月1日、この日から第二中学校が新潟県の塩沢方面にスキー教室で行ってまいりました。

同日、一般社団法人日本海老協会から無償で頂いたホタテを学校給食で提供しております。1月にも北海道森町からやはりホタテを頂いて、児童・生徒に提供しているという取組を行っております。大変ありがたいと思います。

2日です。第一中学校で人権推進尊重推進校中間発表会が行われました。来年は研究発表会になるということでございます。

5日、教育フォーラムをくにたち市民芸術小ホールで開催いたしました。この日はあいにく雪が降るといいう天候でしたけれども、多くの皆様にご参加を頂き、ありがとうございました。

6日です。エコール辻東京とのコラボ給食で、辻さんの学生さんが考案していただいた給食、これは8日にも提供しました。

8日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

9日、研究奨励校の研究発表会が第七小学校で開催されました。ずっとコロナで先生方の出席というか、参加がかなり制限されていたわけですが、この日は多くの先生方が参加をしていただいたということでございます。

同日、市町村教育委員会研究協議会が千代田区で開催されております。

13日、フルインクルーシブ教育の検討委員会を開催いたしました。

同日、公民館運営審議会を開催いたしました。

14日、校長会を開催いたしました。

また同日、東京自治会館において、東京都市教育長会が開催されました。

15日、学校給食運営審議会を開催いたしました。

17日、第一小学校で道徳授業地区公開講座が開催されました。

18日です。スポーツこどもの日、東京女子体育大学のご協力を頂いて開催しております。今回はブラインドサッカー、陸上競技、体操競技の体験をするということで、52名の児童の方が参加をされたということでございます。

教育長報告は以上でございます。それでは、ご意見、ご感想などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 では、かいつまんでコンパクトに話します。最初に2月9日の研究協議会に参加しました。全国から教育長、あるいは教育委員が集まってきて、2部ではそれぞれのグループに分かれての話でした。私の参加したところは、いじめか不登校かどちらかを選んで話してくれということで、1グループ6人ぐらいのグループが10グループできたのでしょうか。そのほかの会場でも違う話があるのですけれども、その中で確か8グループが不登校について取り上げ、残りの2グループがいじめについてだったかと思います。東京都からの参加は私1人で、あとの方は他府県からの方でした。

どこのところもやはり不登校が増えていて、全国的な傾向ですね。そして、人数が児童・生徒が減ってくるので統廃合が行われているようなのですけれども、廃校になったというか、空いている学校でフリースクールにすればどうなのかというアイデアも出ているようなのですけれども、そこで語られた方は京都の方だったか、フリースクールをやったところで、果たして生徒・児童が来るのだろうかというところが非常にちゅうちょしている、懸念しているところだという話がありました。

その後、各グループで発表するのですけれども、あるグループでは、お母さんの立場で、教育委員の方だと思うのですが、母親の立場で不登校になった経験があると。そしてフリースクールを作ったときに、やはり学校というところで、どんな学校であろうとそこには向かえないという体験まじりの話があって、たまたま我々のグループと話していたところと一致した話題だったので、それが印象に残っています。ほかにも印象に残ったことがあるのですが、ちょっとそれはカットして次に行きます。

あと、1つだけ。最近の話でいうと、17日の土曜日の一小の道徳の公開講座を見ました。主に5年生の教室を中心に見たのですけれども、全員が1人1台の端末を使って、それで道徳の意見をばっと述べて、それを先生が見て、ほかの児童の意見もそこに瞬時に見られてという、これはなかなか、こういう使い方をしているのだなということを経験することができました。それがなければ、意見を言う子は意見を言うけれども、ほかの子が何を考えているか分からないという状況になっていたわけなのですが、全員書くので誰々君はこういう意見なのだということが分かるという、そういうすばらしさがありました。

教材で使っているのは、SNSを使った問題についての教材だったのですけれども、結局、ある生徒、その中学生が劇の中で出てきたのですが、ある生徒を省いてしまおうということがSNS上で流れるわけですね。そうすると、スマホでもって簡単に「いいよ」とか「分かった」ということができちゃうので、あっという間に省かれる。あっという間に孤立感ということが成立してしまう。そういうところを私自身は感じました。

つまり、昔だったら、さっきの1人1人発言するというのと裏腹なのですけれども、例えばA君を省いてしまおうかと言ったときに、「うん、いいよ」と言った、その「うん、いいよ」という言葉の中に、本当はかわいそうなのだけれども、一応「うん、いいよ」と言っておこうという感情のやり取りというのがかつてはあったわけですけど、スマホ上で「うん、いいよ」と言ってしまうと、もうそれは「いいよ」になってしまって、どんな思いで「うん、いいよ」と言っているのかの細かいところが分からないのだろうなと。だから、1つ物が進歩すれば1つ後退するということはよく言われることなのですが、まさにSNS

においても同様のことが言えるのかなということを実感してきたということです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私も、ちょっとこの1か月を振り返って3点お話をさせてください。

まず1点目は、先ほどもご紹介ありましたが、中学生の生徒会の役員と話ができたとということですね。本当に中学生の子どもたちが、中学生がいろいろなことを真剣に考えているのだなど、それは伝わってきましたし、それから3つの中学校はそれぞれ特色があって、要するに横並びで3校しかないからみんな一緒というのではなくて、3校がそれぞれ自分たちの学校の持ち味があって、よさを知っていて、なおかつ、さらに自分の学校をよくするために、ほかの学校の生徒会の役員からいろいろな情報を得ているというところで、非常にいい時間、私も楽しい時間を過ごさせていただきました。それが1点目です。

2点目は、教育フォーラムのことなのですが、1月の教育委員会のときもちょっとお話ししましたけれども、1月に江東区の公会堂で都のほうの研究発表会がありまして、国立は国立らしい幼保小の連携ということで、教育委員会と子ども家庭部との連携、それから矢川プラスを加えての、そういったところがほかにはないのですね。非常にすばらしいのですが、この教育フォーラムでも、もう一度発表をしていただいて、さらに、やはりいい取組だったなということを実感しました。

残念だったのは、パネルディスカッションがあまりできなかったというか、私がしゃべれなかったから言うわけではないのですが、時間的な制約がありますのでしようがないかなと思います。

あと、もう1つ。すばらしい取組をやっているのですが、やはり聞きに来る、雪が降ったせいなのか分からないのですが、例えば保育園とかですと、なかなか日常的にああいう時間に参加することができないし、幼稚園ですと、3時過ぎぐらいになると動きができる、また学校もそうだと思うのですが。そういった意味で、もっともっと市内の関係者に聞いてもらいたかったなど。それはまたどこかで今やったださっていますけれども、さらに広めて、伝えていっていただければありがたいなと思いました。

たまたま、おとといかな、ちょっと私が知っている今度小学校1年生になる子のお母さんから聞いたのですが、学校の入学、就学時の説明会、保護者会へ行ってきて、入学までに平仮名を書けるように、読めるように、箸をきちんと持てるようにしてきてくださいと言われて、ちょっと驚いたという話があったので、やはり教育フォーラムで紹介した真の幼保小の連携がなかなか浸透していないなということを実感しましたので、さっきの話ではないのですが、またいろいろなところに広めていっていただければありがたいななんてことを思いました。

3点目ですけれども、七小の研究発表会です。やはり市内の教員が一堂に会するという、これもなかなかよそではないことなのです。国立はすばらしい。しかも小学校の研究発表に中学校の教員も来ることができる。その逆もあると思うのですが、一堂に会することができたということが、このシステムはとていいなと、また、これからも続いていくと思いますけれども、ここがすばらしいなと思いました。

そして、こういう研究は、当日も言っていましたけれども、学校の課題から入るのですよね。今の子どもたち、今の学校をさらによくするために何をどうしたらいいかと、その課題の発見から入るのですけれども、七小の場合には、長所を伸ばしていくということで、まず長所を見て、そこから入っていった。その研究の出発点はすばらしいなと、そんな感想を持ちました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 私も生徒会役員の皆さんとお話する機会ができて、3校の中学生の生徒会の方が自分の学校をもっとよくしようと思って話をしているなど感じました。能登の地震で、震災の状況を思い浮かべて大変な苦勞をしているのではないかという想像をみんなでする機会があって、その中で、自分たちだったら、もし国立でそういうことが起こったときには、炊き出しの中心になって力になりたい。中学生でもできることがあるのではないかという力強い意見を聞いてよかったなと思いました。

それから、研究協議会に参加させていただいて、私のグループも不登校の問題を取り上げたグループでした。小さな村の取組を聞かせていただいて、不登校の子たちは今までいなかったけれども、今年、学校に行きしぶりの子がいて、みんなで育てる、村ぐるみで支えるようにしていますというお話があったり、大磯町では、お寺を開放して、いつでも勉強したり、お友達と話することができる場を作っていますということだったり、教育委員会の中にそういう不登校支援に特化した課を作りますという取組を聞かせていただいたりしました。

大野先生からもありましたが、行きたくないと思っている児童に校内教育支援センターのような、学校に来るよにというのとはなかなか苦しいことですよということをみんなで理解できたらなということもあって、もしかしたら我慢して来ている子たちもいるかもしれないと思うので、小さなSOSに寄り添って支援していけるように、チームで支えていける環境づくりをしていきたいと思いますという話をしました。

あと、現状の教育支援ではなかなか解決していくことが難しい、効果が緩やかだなと感じていますというグループでの話になり、国立の資料から、はたけんぼの取組だったり、小さな学習支援を国立では任意団体がしていたりということがあるので、学校教育だけでなく、小さな団体との連携の可能性から地域らしい支援につながっていける形を早く作っていくことが必要だなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 ちょっと重なってしまうのですが、生徒会役員との懇談会で印象的だったのは、三中の校則の変更について、一中、二中の役員の皆さんもとてもとても関心を持っていらして、いろいろな動きをやりたいなということをお話していました。最後の感想にもありましたけど、お互いの学校のことをあまりこれまで知らなかったの、こういう機会がとてもよかったですという話がありましたが、国立、本当に中学校3校なので、逆にそのよさを生かして、本当に3つの中学校がいろいろなところで交流がきたらすごく面白い動きができたり、生徒さんたちにとって、あるいは教員たちにとって、刺激ができたということになるのではないかなということを感じました。

それから、2点目は、一中の人権推進尊重推進校中間発表会、人尊校という言葉を私は初めて聞きまして、「なるほど。こうやって省略するのだ」と思ったのですが。校長先生の恩師でいらした方が特別の講師としてご登場なさって、とてもいいお話をされました。多文化共生社会における学校教育の在り方というタイトルでしたが、『文明の衝突』というハンチントンというアメリカの学者の話から始まって、要するに日本文明というのは、とても特異な世界の7つの文明の1つということで、そこから日本人というのは本当に特別なコミュニケーションが必要で、それは日本人同士の和を保つコミュニケーションと、世界に向かっていくときには相手ときちんとやり取りができる。そういう二刀使いが、二刀流が必要なのだというようなお話で、そのための教育を皆さんはやっていかななくてはいけないのですということを先生方にお話しされていて、途中でちょっとこっぴどくしていた先生もはっと起きて、すごく熱心に聞いていらっ

しゃいました。今、外国籍の子どもたちが教室の中にも入っていますけれども、お互いに刺激をし合うことというのがまさに多文化共生の一步ではないでしょうかという話も印象的でした。

あと、3つ目です。やはり研究協議会で皆さんと同じように不登校のことを話しました。私のグループでは、国立の取組でスクールバディのことを、少しお話したのですけれども、ほかの市町村の皆さんがとても関心を示されました。私としては、前々からやっていることなのかなと思って、国立でもこういうスクールバディをやっていますみたいな言い方しかできてなかったのですけれども、「それは何ですか」と言われて、「ああ、なるほど。生徒たちの間から」ということでとても注目をしてくださっていました。

もう1つは、さっき佐藤委員の話にもありましたけれども、沖縄のうるま市が不登校に対応するための特別の課を来年度4月から立ち上げると、それは今まで教育委員会の中で担当していた担当者が入り、かつ市長部局だったかな、から社会福祉なども今までご経験のある方も入って、少し強化し、やはり何とかこの不登校の問題を解決していかななくてはいけないのだということ、その方は教育長の方でしたけど強くおっしゃっていたように思いました。やはり不登校、本当に人数が増えていたり、コロナという要素もあります、そのような中で各学校、市町村、都道府県がいろいろな形で取組を強化しているという印象を受けました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見頂きましたので、次に参りたいと思います。



○議題（2） 議案3号 令和5年度教育費（3月）補正予算（追加）案について

○【雨宮教育長】 それでは、議案第3号「令和5年度教育費（3月）補正予算（追加）案について」を議題といたします。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、議案第3号「令和5年度教育費（3月）補正予算（追加）案の提出について」説明いたします。

本議案は2月22日より開催されます、市議会第1回定例会の補正予算案を追加で提出するため提案するものでございます。

1枚おめくりいただき、歳入の内訳を御覧ください。款16都支出金、項2都補助金、目7教育費都補助金、節4社会教育費補助金、細節1文化財保護事業費補助金につきまして、6,170万5,000円を旧本田家住宅等復元工事等の歳出見込みによりまして減額するものでございます。

次のページの歳出でございます。内訳を御覧ください。年度末のため、執行見込みによる減額が多いため、それ以外のものを説明させていただきます。項5学校給食費、目1学校給食費、事務事業、給食センター運営管理費、12委託料、27収集・処分等につきまして、汚泥処理委託料の契約差金及び協議により、ごみ処分を運営会社が費用を賄うことになったことにより、319万9,000円を減額するものでございます。

次に、項6社会教育費、2文化財保護費、事務事業、文化財調査会計年度任用職員報酬等、節1報酬、細節8会計年度任用職員（文化財管理活用事務員報酬）につきまして、会計年度任用職員に一定期間の休暇が生じたことにより75万3,000円を減額。また、次の行ですね。同じく、会計年度任用職員（埋蔵文化財等調査員報酬）についても、同じ理由により74万3,000円を、その下、会計年度任用職員期末手当につきましても45万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、項と目は同じく、事務事業、旧本田家住宅解体復元及び管理事業費、節12委託料及び14

工事請負費につきまして、753万円及び8,830万3,000円を工事の進捗状況に伴い減額するものでございます。

3ページを御覧ください。歳出の合計は、1億2,883万2,000円となります。

最後に、繰越明許の補正です。款10教育費、項6社会教育費、事業名、郷土文化館昇降機設備修繕と郷土文化館空調機取替工事につきまして、153万3,000円と1,534万6,000円を令和6年度に繰り越すため、繰越明許費の補正を計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野教育】 本田家関係の金額のマイナスが多くて、これはなぜそうなのかという説明をお願いします。あと、もし次に分かりましたら、当初から工事終了までのトータルとしての本田家に係る総額の費用が分かれば教えてください。

○【雨宮教育長】 では、2点ありましたね。今回、本田家の補正を行っている理由と、もし、今、費用が出れば、トータル、概算でも構わないのでお願いできればと思います。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 まず、1点目の今年度減額になった理由からでございます。資料2ページの下2行、建設工事費と実施設計・工事監理費というところが大幅に減額になっているかかと思いますけれども、こちらは令和5、6、7年度と3か年にかけての事業でございまして、既に契約は済んでおります。ここで工事の進捗が少し遅れたために、令和5年度予定しておりました中間検査をなくそうというところになりまして、中間検査がありますと、中間検査に基づいてそこまでの進捗率に応じて支払いが発生するのですが、中間検査がなくなった関係で、令和6年度、7年度に支払いがずれたことに伴って減額をするものでございます。ただ、工事の遅れはございますけれども、今のところ工期としては、最終的などころとしては動かず、令和7年12月末の竣工予定で進んでおります。

続いて、2点目の総額についてのお話でございます。こちら、おおむねというところになりすけれども、今、本田家、北側の部分を含めて様々あるのですけれども、今回お話しさせていただくのが、あくまで本田家敷地内の解体復元と関連する調査も含めてというところの金額でお答えさせていただきますと、おおむね6億4,000万程度というところになっております。そのうち、おおむね半分が東京都から補助が出るところになっております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野教育】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入りたいと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第3号「令和5年度教育費(3月)補正予算(追加)案について」は可決いたします。



○議題(3) 議案4号 令和6年度教育費予算案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第4号「令和6年度教育費予算案について」を議題といたします。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、議案第4号「令和6年度教育費予算案について」説明いたします。

1枚おめくりいただき、A4横長、左右2ページずつの資料を御覧ください。初めに、歳入の予算になっております。教育に充当のものを説明いたします。

9ページと10ページをお開きください。9ページ中段の下になりますけれども、目5教育費国庫補助金とあります。その右側の欄が、3億7,381万4,000円が歳入予算の合計になります。

右側、10ページがその内訳になっておりまして、上から節1教育総務費補助金ですとか、2小学校費補助金、3中学校費補助金、5、6と、こちらは学校給食費補助金までが教育費の歳入の補助金になっております。

主なものは、2の小学校費補助金のうち、3公立学校施設整備費補助金が9,541万6,000円。また、5の学校施設環境改善交付金が2億5,158万1,000円。また、節6の学校給食費補助金が1,419万2,000円となっております。

次に、15、16ページをお開きください。15ページの上段ですけれども、都補助金で合計が3億395万3,000円となっております。右側の16ページが内訳となっております。教育費補助金には1の学校と家庭の連携推進事業補助金から、13のエデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金となっております。また、3中学校費補助金、4社会教育費補助金があり、社会教育補助金には、1の文化財保護事業費補助金として1億6,442万5,000円を見込んでいただいております。

次に、17ページを御覧ください。上段ですね。款16都支出金、項3委託金、目6教育費委託金におきまして、18ページのとおり、1の教育費委託金689万4,000円を計上しているところでございます。

主な歳入は以上のとおりです。

続きまして、歳入の予算となります。27ページ、28ページをお開きください。27ページ上段、款10教育費につきましては、令和6年度の予算総額55億9,300万6,000円、一般会計総額に対する教育費の構成比は15.04%で、令和5年度と比較すると6億2,215万1,000円ほど減少しております。この十数年間は、教育費比率が10%に満たなかった状況を鑑みると、令和6年度も15%ということなので微増傾向にあると考えております。

それでは、個々の予算について実施計画の事業を中心に説明いたします。

31ページと32ページを御覧ください。目3教育指導費におきまして、32ページ中段、1学校指導等会計年度任用職員報酬等、これは教育指導支援課の事業で事務事業コード0144300につきまして、インクルーシブ教育推進等の事業として、特別支援学級支援員や指導員、スマイリースタッフなどの報酬を計上しております。

また、32ページの下段、2特別支援教育事業費におきまして、次の34ページのとおり、言語聴覚士や合理的配慮協力員などの謝礼を計上しております。

次に、34ページの下段になりますけれども、5教科書供給及び副読本発行事業費におきまして、10需用費、1消耗品の2,464万1,000円及びその下の13使用量及賃借料、2使用料の369万3,000円を合算しまして、デジタル教科書導入費を計上しているところでございます。

続きまして、36ページ、中段になります。7学校諸行事関連費につきまして、13使用料及び賃借料、8入場料、施設等入場料としまして、東京グローバルゲートウェイでの英語体験事業費175万5,000円を計上しているところでございます。

次に、38ページの中段を御覧ください。10学校教育向上支援事業費におきまして、1報酬、2委員にて、学校運営協議会委員の報酬を24万計上し、そのすぐ下、7報償費、2謝礼、講師謝礼等におきまして、地域学校共同活動推進員の謝礼を計上しております。

少し飛びまして、66ページ、中段を御覧ください。項2、これは小学校費なのですがすけれども、目5学校整備費、3の小学校施設改築事業費におきまして、ページの下のほうなのですがすけれども、14工事請負費、1建築工事費としまして、第二小学校改築工事費の建築工事を12億2,103万3,000円、第1期電気設備工事を1億4,221万3,000円、機械設備工事を1億6,243万7,000円計上しているところでございます。

次に、88ページを御覧ください。こちらが、項5学校給食費になります。目1学校給食費、4食育推進・給食ステーション管理運営費におきまして、18負担金、補助金及び交付金、11の補助金（その他）におきまして、3,925万1,000円を学校給食費物価高騰対応補助金として計上しているところでございます。

続きまして、94ページを御覧ください。文化財保護費、4の旧本田家住宅解体復元及び管理事業費におきまして、96ページのとおり、14工事請負費、1建設工事におきまして、旧本田家住宅復元工事として、2億456万2,000円等を計上しているところでございます。

次に、110ページを御覧ください。下段です。項8公民館費、目2公民館事業費、7学校卒業後におけるしょうがいしゃの生涯学習事業費におきまして、7報償費、2謝礼におきまして、学校卒業後の障害者の生涯学習推進事業、200万円ほど計上しているところでございます。

最後に、116ページになります。項9図書館費、目2図書館運営費、ページの中段です。2図書館システム運営費の12委託料、17システム業務等におきまして、図書館システム構築等委託料として、2,762万1,000円を計上しているところでございます。

以上のとおり、教育に係る令和6年度の歳入と歳出の予算案といたしまして、実施計画事業に係る主なものをお話しさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 ちょっとぶわっと見ていたので間違ってしまうかもしれないのですがすけれども、ぱっと見たところ、例えば16ページの一番右に「説明」というのがあって、その番号がずっとあって、その中で、要するにスクール・サポート・スタッフの補助金というのと、それから、32ページのスクール・サポート・スタッフ報酬というのと、どういうふうに違うのかなというのは、同じような感じがしてしまったのですがすけれども。

○【雨宮教育長】 では、32ページのほうのスクール・サポート・スタッフ報酬というのは歳出としてあると、16ページのほうは、それに関連する歳入ということですので、その関係をちょっとご説明いただければと思うのですが。支出より歳入のほうが多いというのが、多分、大野委員の中では、ちょっとどういうことみたいな、そういう観点ですか。そうではなくて。

すみません、大野委員。

○【大野委員】 いや、似たような言葉なので、具体的に32ページに書かれているスクール・サポート・スタッフ報酬というのと、16ページのスクール・サポート・スタッフ何とか補助金というのと、これが、実際の内容としてどう違うのかなと思ったのですね。

○【雨宮教育長】 32ページのほうは歳出になります。出ていく側ですね。それに対して、16ページのほうで、都の補助金としてこういう名称の補助金がありますという対応になります。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 当然、歳入と歳出で、基本的には10分の10であれば同額になります。2分の1の補助があるとしたら、支出があつて、逆に言うと補助金が半額になる。これ補助金のほうが多いということは、多分、人件費だけではない部分もあるかと思うのですね。ちょっと、今、担当課のほうでも詳細はちょっとあれなので、また確認してお知らせしたいと思います。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。

では、大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 すみません。それで16ページの補助金、これは都からの補助金なのか、それが前年度に比べると大幅にアップしたと見られるわけですかね。

○【雨宮教育長】 令和5年度との比較ということですか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 大丈夫ですか。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 16ページの4の社会教育費補助金で、1の文化財保護事業費補助金が1億6,400万円ほどあるかなと思うのですけれども、これは本田家住宅の解体復元事業に伴う補助金がほとんどになりまして、令和6年度は工事がメインになる年度になりますので、都からの補助金も多いところが、額が大きいので全体としても大きく見えたのかなと思っております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。分かりました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。項目が多いので。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 予算のここの数字と直接関係するかどうかちょっと分からないのですけれども、ぱっと出てこないのですが、学校の中のトイレの洋式化の問題が、確か文科省が全国の調査を9月にして、その結果を発表していたと思うのですけど、国立は東京都と比べるとほぼほぼ同じような数字だったのですが、今、持ってきたメモがどっか行ってしまったのですけれども、東京都の中でも100%、既に洋式化が終わっているところがあつて。なので、国立ももう少しペースアップできないかなと思った理由が、今、ぱっと出てこないのですけれども、消臭。

○【雨宮教育長】 臭気対策。

○【篠原委員】 そうですね。臭気対策の項目が何か所かにあつて、全然違うレベルなのかもしれないのですけれども、割と額が数千万単位のところもあつたりしたので、この分を洋式化にするという方法はいいのかないかなというのを、素朴な疑問として思いまして、お伺いできればと。

○【雨宮教育長】 橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 まさに学校の全体の予算のパイの中の配分の問題というのも大きく関わっておりまして、洋式化は8割の目標を全体として立てていて、その目標はクリアしたという経過がございます。一方、臭気対策も徐々に各校ごとにやっています、ここである程度対策が一通り終わるということです。当然、洋式化も8割でいいのかという議論はありますので、今後、令和6年度については、臭気対策のほうに載っていますが、全体の使える予算の範囲の中で、当然、学校のよりよい改善というものの中で議論

としてはしていきたいなど、そんなふうにも今、思っているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。本当は建築営繕課がいるとよかったのかもしれないのですが、あと、多分、これはすみません。違っていたらいけないのですが、かなり経年劣化をしていて、配管そのものから生じているようなところも根本原因としてはあるのかなというところがありまして、その辺りが本当は解決としては有効なのかなと思います。でも、やはり子どもたちがそのことを気にしてトイレを使わなくなるということがやはりよろしくないと思いますので、その辺りというのは、我々もリードしていかなければいけない点かなと思います。ご指摘ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○【篠原委員】 では、もう1点だけ。

○【雨宮教育長】 篠原委員、どうぞお願いいたします。

○【篠原委員】 すみません、84 ページに不登校対策事業費が総合教育センターのほうの科目で上がっております。国立の場合は恐らくいろいろなところで、この不登校についての対応をしているのだからだと思っておりますけれども、これ47万2,000円で合っていますよね、不登校対策費は。なので、先ほどの流れと同じなのですが、ここに上げなくてはいけないということではないと思いますが、若干、今、不登校の生徒の数が増えているというところをやはり見逃してはいけない、きちんと捉えて、やはり何かできることがないのかということをおと6年度も考えていきたいと思っておりました。そのところでこの費目に合っているかどうか分かりませんが、このぐらいの数字なのかなというのはちょっと素朴な印象でしたので、それだけちょっとお伝えしておきます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ご意見頂いたと捉えさせていただければと思います。

ほかはいかがでしたか。よろしいでしょうか。

では、採決に入らせていただければと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第4号「令和6年度教育費予算案について」は可決いたします。

すみません。ちょっと早いのですが、おおむね1時間経過していますので、この部屋の時計で3時5分再開ということでお願いいたします。

(休憩)

○【雨宮教育長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

◇

○議題(4) 議案5号 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第5号「国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、議案第5号「国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

本議案は、学校運営協議会委員を非常勤特別職として配置し、その報酬額を新たに設定するため、条例の一部を改正するものです。

2枚おめくりいただき、A4横長の新旧対照表を御覧ください。第2条には特別職の職員を列挙している条項ですが、その第12号に「学校運営協議会委員」を新たに追加し、それ以降について、下線部のとおり、必要な修正を行うものでございます。

また、別表につきましても、薬剤師と文化財調査員の間に学校運営協議会委員及び報酬額の年額1万2,000円を追加するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にないようですので採決に入りたいと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第5号「国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」は可決といたします。



○議題(5) 議案6号 国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について

○【雨宮教育長】 次、議案第6号「国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について」を議題といたします。

井田生涯学習課長、お願ひいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、議案第6号「国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について」説明いたします。

本件は、国立市が定めます国立市後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部改正に併せまして、国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正するものでございます。

1月30日になりますけれども、国立市の後援等名義使用の事務の担当部署であります政策経営部長より、国立市後援等名義使用承認事務取扱要綱を改正した旨の通知がございました。改正の趣旨は3点でございました。

1点目は、承認の基準における社会的非難を受けるおそれがないことの規定をより柔軟な運用にするために、名義使用を承認にしたことにより市民に混乱を招くおそれがないことに改める。

2点目は、当該事業に係るチラシやポスター等の印刷物については、頒布する前に市に提出するように定める。

3点目は、承認した事業であっても規定に反すると認めるときは、その承認を取り消すこととなっているが、その旨を公表する規定がなく、引き続き、市の応援する事業であるという誤認、誤解を招く可能性があるため、承認を取り消した旨を公表するよう定めるといった内容となっております。

この通知を受けまして、教育委員会の後援等名義使用につきましても改正の必要性を検討しました結果、同様の改正が必要であると判断いたしまして、本日、議案として提出するに至ったところでございます。

なお、先ほど2点目で申し上げましたチラシ、ポスター等の事前提出につきましては、既に求めているものとなりますので、この部分に関する改正はございません。

具体的な内容につきましては、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表、A4横のものを基に説明をさせていただきます。

まずは、第4条でございますけれども、第8号に、新たに、教育委員会が「後援等の名義使用を承認したことにより市民の混乱を招くおそれがないこと」という規定を追加いたします。

また、第8条に「第6条の規定により承認の決定を受けた者は、その承認に係る事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに委員会へ届け出るものとする」という規定を追加いたします。これは、これまで変更があった際の届出について規定がなかったものを明確にするものでございます。

続きまして、旧8条、新しいほうの9条でございますけれども、これまで「名義使用の取り消しを行うものとする」としていたものを、「名義使用の取り消しを行い、その旨を公表するものとする」と改正いたします。

また、そのほかの改正部分につきましては、条項のずれに伴うものでございます。

最後に、付則について簡単に説明いたします。付則といたしまして、この要綱をお認めいただけましたら、本日2月20日から施行するものとしたと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第6号「国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の一部を改正する訓令案について」は可決といたします。



○議題(6) 議案7号 国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第7号「国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、議案第7号「国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。

これは、これまで開放を行っておりませんでした、国立市立中学校の体育館を開放し、市民等の利用に供するために条例の一部を改正するため提案するものでございます。

具体的な内容につきましては、2枚おめくりいただきまして、横面の新旧対照表を御覧ください。

まず、第3条を御覧ください。第3条では「開放する施設」を記載しておりますが、右側の旧では「校庭及びプール」としてありますが、左側の新では「体育館」を追加しております。

同様に、第5条の「利用者の範囲」につきましても、体育館の記載がなかったものを追加しております。

続いて、その下の別表でございます。

左側の新の太枠で囲まれた部分が追加した箇所となります。体育館の部分でございますけれども、第1から第3、「全ての中学校」を対象とし、「利用区分」は団体の貸切り向け、「開放時間」は、平日は午後4時30分から午後9時まで、土、日、祝日・休日は午前9時から午後9時までとしております。

なお、条例上の開放時間はこのようにしておりますが、本条例は学校教育に支障のない範囲で開放することを前提としておりますので、各校行事や部活動で使用する以外の部分を貸し出すことを想定しております。

ページ移りまして、2ページを御覧ください。「備考」についても、体育館の記載がなかったものを追加

しております。

最後に、付則でございます。この条例は令和6年10月1日から施行いたします。ただ、現在の予定ですと、10月分からの貸し出しを予定しておりますので、事前の準備や申請はこの日以前でもできることとしております。

なお、本議案は、本日の教育委員会での審議にてお認めいただけましたら、市議会第1回定例会に条例案として提出していきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 団体という言葉がありますけれども、この団体の定義なのですが、これは何か定めているのでしょうか。例えば家族と、隣の家の家族とであって、それが何か名称をつけて、これは団体だよと、例えば主張するなんていうことも。前、ちょっと聞いた話なのですが、そういうこともあるようなのですが、団体の定義というか規約みたいなものがあったら教えてください。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 今、大野委員さんがおっしゃられたとおり、団体の定義はございません。あくまで、ここでいう団体というのが個人開放に対しての団体開放という意味を指しておりまして、特に団体、何名以上でなければいけないですとか、そういった制約はないというのが実態でございます。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 まず、学校教育等に支障のないということがとても大事なことです。それはいろいろところで、各地でお話を頂ければということが1点。それから、この調整というのはどこがやるのですか。例えば申込みがあったりとか、それが幾つか重なったりとか、その後の対応はどこが、学校がやるのですか、それとも違うところがやるのでしょうか。

○【雨宮教育長】 それでは、どのような手続で貸し出しが行われるかということだと思います。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 学校開放の事務の関係は、今、教育委員会から国立文化・スポーツ振興財団、具体的には、総合体育館のほうに委託をさせていただいております。

まず初めに、総合体育館のほうから各学校に対しまして、月ごとに利用予定を聞きます。例えばここは学校行事で使うですとか、部活動で駄目というのを確認いたしまして、まずそこを開放の対象から省きまして、今回、中学校は予約システムでの貸し出しを予定しておりますので、予約システム上に貸し出せる枠というのを入力して、決まった時期が来ましたら、それをインターネット上で公開します。それを見た利用したい方がまずインターネット上で抽選申込みというのを申し込みまして、決まった日が来ましたら、抽選されて当たったところが利用者さんに通知が行くことになります。その時点で、まだ申込みが入っていないところにつきましては、決まった日から先着順で予約受付を開始する、行くと。システム上のやり取りと、あと手続的には総合体育館が窓口になっているというところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第7号「国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について」は可決といたします。



○議題(7) 議案8号 国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定の締結について

○【雨宮教育長】 続きまして、議案第8号「国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定の締結について」を議題といたします。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 「国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定の締結について」をご説明いたします。

本議案は、2023年(令和5年)5月1日付「国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定書」第1条に定める目的、こちら、第二小学校改築のマスタープランの示す環境整備、子どもの環境教育の一助をすること等を目的といたしまして、市民団体に仮移植していただいた樹木について、この前協定の中で、本移植については、教育委員会と市民団体の協議によって定めるという定めに従い、仮移植した樹木の移植先への運搬、植え込み及び倒木防止作業、こちらを協定上、本植と定義しています。並びに、その後の養生及び育成について協定を締結するものでございます。

1枚おめぐりください。本協定の要点についてご説明をさせていただきます。若干、説明が重複することとはございますが、第二小学校の改築に伴い、前協定で締結した内容に基づき、市民活動として実施いただいた樹木対象を本植するに当たり、市と二小の保護者を含む市民団体である「～つづく つながる～くにたち 未来の杜プロジェクト」様との役割分担を定める協定を結ぶものでございます。本協定の目的といたしましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

協定に定める具体的な作業につきましては、まず二小に本植する樹木につきまして、プロジェクト様から事前の計画のご提出を頂き、市の了解に基づき本植を実施いただきます。その後、本植の内容をご報告いただくということを想定しております。

現在、本植いただく計画については、プロジェクト様と調整を行っているところでございます。本植後、1年間はプロジェクト様に養生等を行うことを想定しております。その後の養生等については、別途協議とさせていただきます。

また、二小に植えた木が枯死等した場合について、1年以内であればプロジェクト様に撤去をしていただくという内容となっております。

次に、二小から移動する樹木の取扱いについてでございます。プロジェクト様が引取先、里親というような呼び方をしておりますが、そちらへ移動し、本植をするということを定めております。

権利関係といたしましては、仮移植を行っていただいている樹木は財産としては価値がなく、二小敷地内から移動した時点で市民団体プロジェクト様のほうが所有権を取得するとしております。また、市は里親の募集に関する周知にできる範囲で協力することとしております。

そのほかの事項といたしまして、二小から移動する樹木、里親の対象樹木について、財産価値のないものではあるが、物の処分に当たりますので、教育委員会にはその権限がございませんので、この本協定に

は市長のお名前も入れているところでございます。本教育委員会にてお認めを頂きましたら、市長部局を含め、決裁手続の後、本協定を締結する予定でございます。

また、市民団体には本協定に係る一切の費用につきまして、二小に本植した樹木の水道代を除きまして、ご負担をしていただく形となっております。プロジェクト様には、安全に配慮し、第三者に損害を与えた場合には賠償責任を負っていただくとなっております。また、二小に仮移植樹木を保管できる期限は、現在進めております改築工事の新校舎建設完了までとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。概要という形で説明がなされたと思いますので、細かい点について、疑義等あれば、この場でしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 すみません。今まで話したことがなかったかと思うのですが、実は前勤めていた学校で、私がたまたま造園委員の長というのをやっていた時代があったのですが、台風が来て、とても大きな木の枝が、多分直径1メートルではきかないぐらいのものが、朝、折れて落ちていたことがあって、ひやとしたのです。つまり本当に児童・生徒がその下を通っていないときでよかったなということの経験を思い出します。

だから、一にも二にも安全対策ということが必要になってくるのかなと思うのですが、市が全部、今の話を聞くと、最後まで管理をするということではなくて、ある部分からはこちらのプロジェクトのほうですか、そちらのほうに渡すという印象に聞こえたのですね。その団体がどういう団体なのかということは、私は直接知らないのですが、そこがきちんとやってくれればいいのだけど、今のような事故を起こさないために。その辺をきちんとやっていただきたいという要望です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。今のはご要望ということでよろしいですか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 この間、ちょっとその辺り、いろいろ先方さんとやってきたことがあると思うので、少しかいつまんで説明してもらったほうがいいかもしれません。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 二小は、児童の皆さん、学校関係者の方、日々そこで生活をしていただく場ですので、安全対策、これは最も重要なものと考えているところであります。ですので、100%の完璧な安全対策というのはなかなか実現が難しいところはございますが、その上で取り得るべき対策というのをお願いしますということで、先方にはお話をさせていただいているところになります。もともと二小にあった木が仮移植をするに当たって、大きく切り詰められていて、風のあおりですとか、そういったものを非常に受けづらい形状に今なっております。それを先方とお話をする中で、二小の敷地内に2か所に2本程度、本植をするというところで今、協議をしていて、先方からの検討の結果を踏まえて、話し合いをしているところになっております。

その相手から出していただいた計画については、私どもも専門的な知見を求めるといことで、樹木医の先生にアドバイスを頂いて、その内容が適切かどうかということを検証して、その確認がとれた上で二小に植えるということを想定して進めさせていただいているところでございます。

以上になります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 今は枝がないから風の影響を受けにくいというご説明だったと思うのですが、逆に言えば、根っこがきちんとついていない大木になるわけですから、そういった危険性もあるのかなというのは、お話を聞いていて思いました。私も樹木に対して全然知識がないので詳しいことは分かりませんが、要するに、こちらの団体と、それから国立市のほうで安全を確認できたということになって本移植すると、こういう理解でよろしいでしょうか。つまり、市のほうは任せたら知らないよと、向こうのほうで安全だと言うならば、それでいいでしょうという向こうの団体任せではなくて、最後まで、本移植まで市のほうもきちんと確認を取りながら進める事業なのかどうかということですね。

○【雨宮教育長】 教育委員会がその辺りをどのように確認しているかみたいなどころだと思います。島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 今、大野委員からお話を頂いたとおり、先方から計画を出していただいて、その上で安全性を確認して実施を頂くと。その作業が終わった後にご報告いただいて、その内容が計画と違っているような場合については、手直しを含めてご対応いただくという内容で協定を作らせていただいております。そのように実施をしていただくということを考えているところになります。

○【雨宮教育長】 あと、ごめんなさい。今、大野委員がおっしゃられた、現状もどうなのかというところが、多分、お問合せがあったと思うので、そのこともちょっと。島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 現状の仮移植の状況としては、先ほどちょっと触れさせていただいた木を大きく切り詰めているところに根づいてはもちろぬないものになりますので、根を固定するためのくいと大きな丸太で支えをしているところ、あと加えて、その中の一部の木にはワイヤーを設置いたしまして、通路から反対側、工事ヤード側に引っ張りをつけているような対応もしているところになります。

この間、5月にそういった仮移植の作業を行っていただいて、国立市内で造園業をやっている造園事業者さんに、学校の樹木の剪定管理なんかをやってくさっている事業者さんに中を見ていただいて、一般論としては、この方法で一定の安全性が担保されているであろうというお話を頂いているところになります。

また、先ほどお話をさせていただいた樹木医の先生にも校庭の中を見ていただいて、その安全対策の妥当性というのを確認していただきまして、倒木の危険というのはまずないでしょうというお話を頂いております。そういったところから、私どもとしても一定の安全性が確保されていると考えているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

○【大野委員】 はい。分かりました。

○【雨宮教育長】 操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私は先ほどからご説明をお聞きしていて、いろいろなことを想定して、いろいろ知識をまた集めて聞いたりとかして、すごくよく分かりました。本当に失敗とか何かあったときの対応とかいろいろなことを考えながら準備されているなということを感じましたので、説明は納得しました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 大きな桜の木が寿命も限られている中で、せつかく生きる道も残すことができた数本もあるので、それを二小の子どもたちは見ることができるので、ぜひ学びにつなげてほしいなと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 今までのお話と繰り返しになりますけれども、やはり安全と、あと子どもたちが、その結果、前よりもよくなったねと思うというすごく雑駁な言い方で恐縮なのですが、いろいろな環境も含めて、いろいろなことが守られたというところから得られる学びですとか、あるいは、大人たちがこうやっていますいろいろなことを相談しながらここまで来たという、そういう事実をきちんと伝えていくことだとか、二小のこれからの歴史の中でいい感じで伝えていっていただきたいなという、すごく変な言い方で申し訳ないのですが、何周年かのときには、きっと1行記述されるものかもしれませんので、そういう意味合いも含めてきちんと受け止めながら、関係者の皆様が最後までやり抜いていただくことをぜひお願いしたいなと思っています。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ちょっと学びの部分でこのようなことをやっているというのを補足で、事務局のほうからお願いできますか。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 児童への学びへの活用というところでは、いろいろご意見を頂いております。第二小学校と相談をして、この二小の樹木の移植事業ということをやテーマとして、この事案を環境問題と地域で起こっている社会活動を知る機会として活用していただいているという形になります。

学校のほうで時間を取っていただいて、まずは学校長の先生のほうから概要をご説明いただいて、当事者である私どもと市民団体さんと説明にお伺いして、今回の結果をお話しさせていただきました。その説明を踏まえて、児童の皆さんから今後ご質問を頂いて、それに対して回答させていただく。より深い考察につなげていただくということを想定しているところになります。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。いろいろご指摘等も頂きましたけれども、そのような形で、これがいい学びになるということをぜひやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、皆様からご意見等頂きましたので、よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第8号「国立第二小学校改築に伴う仮移植樹木の本植に関する協定の締結について」は可決といたします。



○議題(8) 議案9号 第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)について

○【雨宮教育長】 議案第9号「第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)について」を議題といたします。

氏原図書館長、お願いいたします。

○【氏原図書館長】 それでは、図書館よりご説明申し上げます。第四次国立市子ども読書活動推進計画につきましては、9月の定例会において素案をご報告させていただきましたが、その後、学校アンケートや総務文教委員会でのご意見等を参考に修正を加えました。今回は修正箇所を中心にご説明させていただ

きます。

まず、表紙の部分についてですが、前回の第3次計画では副題があり、計画のイメージが分かりやすかった。第4次計画にもあったほうがいいのではないかというご意見を頂いたことから、副題といたしまして、「みんなで知ろう 読書の楽しみ 自らひらこう 豊かな世界」という副題をつけることといたしました。

次に、1ページの「はじめに」をお開きください。「はじめに」ですが、読書が主体的な読書活動であることについてや、図書館の今までの歴史的経緯についてももう少し触れてもいいのではないかというご意見を頂きましたので、「はじめに」の部分を加筆修正いたしました。

続きまして、学校アンケートを実施したところですが、巻末の38ページ以降に資料8として集計結果を掲載しております。小学校3年生から中学校3年生までに読書に関するアンケートを実施したところ、小学生1,238名、中学生628名、合計1,866名から回答を頂きました。これは過半数を超える55.1%の回答率となっております。

内容といたしましては、小学生、中学生ともに本が「好き」、あるいは「どちらかといえば好き」という回答が過半数を超えておりましたことに、図書館としては安心したところではありますが、反面といたしまして、本をあまり読まない理由といたしましては、読みたい本が見当たらないという内容がありましたので、図書館としては何らかの対策を取っていければと考えています。

このアンケートを基に内容の修正は行っておりませんが、児童・生徒の読書に関する意識の傾向が少し把握できましたので、具体的な事業で対応していくことを考えております。

簡単な説明ではございますが、以上となります。よろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。前回との大きな変更点を中心に補足説明をしていただいたということでございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 すみません。9月にまだおりませんでしたので、今回、初見で結構じっくりと読んできた印象といたしまししょうか、感想も含めてお伝えしたいと思います。

今、ご説明にもありましたけれども、本が見つからないという話がありましたよね。私、1つ思うことは、今の小学生はちょっとどうなのか分かりませんが、子どもたち、あるいは、その親世代には、結構、紙媒体ではなくホームページですとか、場合によってはスマホなどでの様々な周知活動というのが、もう少し全体にあっていいのではないかなと思うのですね。

特に、例えば乳幼児期の小さなお子さんのお母様は、20代、30代、40代の方もいらっしゃると思うのですが、ほとんどスマホで多分いろいろな情報を取ってらっしゃる。そういったときに、いろいろな本の推薦図書ですとか、そういうものは大体パンフレットで作成されて、いろいろと配布をされるご計画のようにお見受けしたのですが、それもそうなのですが、プラスして何かもう少し電子的な形で周知をするですとか、全体にももう少し子どもたちの環境が変わっていることを考えたときに、本自体はもちろん私はリアル派なのですが、それを伝える手段というものをもう少し今ときにはめていくことがあっていいのではないかなと思ったのが1つです。

やはり不読率をきちんと上げるということを、もう少し強調してもいいのではないかなというか、この読書の活動推進に関わる皆様方にとって、やはり具体的な目標として、例えば不読率を決して下げないぞとか、難しいのかもしれませんが、あるタイミングから残念ながら下降している。それをきちんと持ち上げていくということが、共通の目標として持てるような形に、この具体化した後でもいいのですけ

れども、全体設計されたほうがいいかなと思っています。

あと、3つ目は、YAスタッフですか、若い人たちの意見を取り入れてすごくよいことだと思うので、せっかくですから、彼らにどうやったらもっとみんなに本を読んでもらえるだろうねという素朴な質問、方法論を、意見を出し合ってもらってもいいのではないかなと。それが、例えば彼ら、ちょっとどういうふうにボランティアを組織したか分かりませんが、学校の図書委員ですとか、学校全体でそういうことが一緒になって進められて、例えばの話、それこそさっき申し上げました一中から三中までの交流を、この読書という観点からもっと進めていくようなこととか、学校が一緒になってやることのテーマとしてはとてもいいテーマだと思っているので、そういうことにもこの事業を具体化の中で活用していただけたらいいのではないかなと思いました。

幼児のところでもう1つだけ言うと、読み聞かせという授業がすごく小学生も含めて多いと思います。先ほどのちょっと対応の電子化ということでいうと、もしかすると、場合によっては何回か配信とか、動画を撮っておいてホームページに載せておくとか、今どきと言ってはあれですけども、その時間には図書館に行けなかったねとか、あの場所に行けなかったねというような親子でも、その後、楽しめるような工夫みたいなことも、あるいは次のステップとして考えてもいいのかなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。様々なご意見ありがとうございます。

図書館長のほうで、何かあると。では、図書館長、お願いいたします。

○【氏原図書館長】 ご意見、いろいろありがとうございます。非常に参考になりました。まず、何しろSNS等については、まず職員側のほうが不慣れというところが多くございますので、今回、新しく計画一新したところもありますので、その辺りも併せて調査、研究して、努力していければと考えております。ありがとうございました。

○【雨宮教育長】 すみません。突然、振ってしまって。ありがとうございました。

操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 いいですか。さっきのサブテーマを設定したというお話でしたけれども、非常にいいですよね。「みんなで知ろう 読書の楽しみ 自らひらこう 豊かな世界」。子どもたちが読書離れと言われてきていますけれども、読書に近づく小さいときからの様子を見ていますと、やはり今の話が出た親の読み聞かせもありますし、それから親が読んでいると子どもはまねをしたくなるとか、そういうところがあるのですよね。だから、みんなで知ろう、読書をする、たくさん知識も増えていいよという話も大事なのだけれども、やはりそこで成功体験ではないですけど、読書によってこんなふうになったという、そういう話をたくさんいろいろなところでしていただきたいなと思いますし、学校で取り組む場合も、「読書の時間だから、さあ、読みましょう」ではなくて、そこで夢中に本を読んでいる先生がいると、子どもは見て読むようになったりとか、多分、導くための内からの生成みたいなことをしていただけるといいかななんて感じました。感想です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ちょっと私のほうからというか、学校もやはり図書館だけではなくて、一緒というのか、当然、司書の先生なんかもいらっしゃるわけですから、そういうところともっと連携というのか、協働みたいなものが、きっとやられている部分はあるのだと思うのですけれども、もう少しそこを密にやっているといいのかなと。ちょっと感想として、答弁は求めませんが思いましたので、指導ラインの皆様もそういう意識を持っていただけるとよろしいのかなと思いました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第9号「第四次国立市子ども読書活動推進計画(案)について」は可決いたします。



○議題(9) 報告事項1) 令和6年度教育委員会各課の事業計画について(教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館)

○【雨宮教育長】 それでは、次に、報告事項1「令和6年度教育委員会各課の事業計画について」に移ります。

その順序は、教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館の順番でお願いいたします。

では初めに、教育総務課事業について、石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、教育総務課の令和6年度事業計画について説明させていただきます。

教育総務課の業務は、計画業務に記載のとおり、教育委員会の会議運営や教育委員会事務局の総合的な役割を持つものとなっております。また、児童・生徒の学籍や就学援助、学校保険等の業務を担当し、経営的な業務が主となっています。主管課といたしましては、教育委員会定例会及び学籍、学校保健事務等が滞りなく運営されることに務めています。

特に、主要事業の(3)くにたちの教育は教育広報として親しまれやすく、また読まれやすいものとしていることを求めるとともに、(4)就学援助手続では、将来、DX化、デジタルトランスフォーメーション化、いわゆるAIなどのデジタル技術を活用して業務プロセスを改善することなども視野に入れながら段階的に取り組みたいと考えています。また、(6)通学路の安全点検などについても、学校関係者の要望に沿って、児童・生徒の安全を図っていききたいと思います。

以上です。雑駁ですが、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、教育施設担当事業について、島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 それでは、令和6年度の教育施設担当の事業計画をご説明させていただきます。

資料のほうは2ページになります。I「豊かな学びを支える学校施設・設備の整備」でございます。1番「学校施設の改築」、(1)第二小学校の建替え事業の推進。令和5年度に引き続き、学校関係者や関係団体等と協議を行いながら、実施設計に基づき、校舎建設、既存校舎の解体着手、新校舎への引越し及び備品の調達等を進めてまいります。

(2)番といたしまして、国立市学校施設整備基本方針の改定でございます。学校施設整備基本方針は、学校の改築等のランドデザインを定めるものでございます。その改正に向けて、令和5度に策定した国立市学校施設整備基本方針改定庁内検討委員会設置要綱に基づき、検討委員会の議論を踏まえ、整備内容、今後の改築の対象施設、実施時期及び第二小学校改築事業で課題となった点等について、各計画間の整合図りながら整理してまいります。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 今、2点目にご説明頂いた、この改定はいつを予定しているのですか。

○【雨宮教育長】 島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 こちらにつきましては、今現在、着手したところで他の規則との整合を図りながら今後のスケジュールを検討しているところでございます。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 今、現在では具体的な時期はお答えできないということでもよろしいですか。よろしくお願いいたします。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、建築営繕課事業について、石田教育総務課長、お願いします。

○【石田教育総務課長】 それでは、建築営繕課で実施する令和6年度の学校施設関係の事業計画について説明いたします。

1「主要事業」の(1)と(2)は、八小、五小の校舎非構造部材耐震化対策等工事でございます。また、(10)は同じく一小における同工事の実施設計となっております。(3)と(5)につきましては、三小及び二中の給食用小荷物昇降機の改修工事でございます。(4)は、三小の遊具工事ございまして、既存のジャングルジム、滑り台、鉄棒、うんていなどを入れ替える予定となっております。(6)から(8)につきましては、第二小学校の改築に関する工事ございまして、先ほど予算で説明しました建築工事から電気工事、機械工事などが列挙されているところでございます。それから、次に(9)につきましては、避難用救急袋改修工事で四小と一中におきまして改修工事をする予定となっております。

以上が主な事業でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、教育指導支援課事業について、荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 教育指導支援課です。I『「人権尊重教育」推進事業』については、市の方針を踏まえて、児童・生徒の人権が尊重される学校づくりを進めるとともに、児童・生徒の主体性につなげる教育活動を工夫してまいります。

II『「魅力ある学校づくり」推進事業』につきましては、令和6年度も引き続き、Q U調査による児童・生徒の状況把握と個別支援の在り方を図るための研修会の充実を図り、1人1人が居心地よく過ごせる集団づくりを支援してまいります。

III「学力・体力向上事業」につきましては、合同検討を通して、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させた事業改善を進めてまいります。

IV「フルインクルーシブ教育推進事業」につきましては、引き続き、国立市のフルインクルーシブ教育、「一人一人が自分らしくいられる教育」の試案について検討を進めるとともに、アドバイザーを活用しながら、通常の学級の包摂力を高める取組を推進してまいります。

V「特別支援教育推進事業」につきましては、特に令和5年度から取組を始めた作業療法士や言語聴覚士を活用した巡回相談等を充実させてまいります。

VI「不登校対策事業」につきましては、校内別室指導の充実、子ども家庭部との連携した居場所づくりの拡充などを推進してまいります。

Ⅶ「学校組織力向上・人材育成事業に」つきましては、引き続き、保護者との連絡システムやスクール・サポート・スタッフ等の人的資源を有効活用しながら、教員の働き方改革を推進してまいります。

Ⅷ「保護者・地域・関係機関等との連携事業」につきましては、令和6年度に「コミュニティ・スクール」を導入する2校を支援するとともに、令和7年度導入校の準備と関係者に向けての説明会等を実施してまいります。

令和6年度の教育指導支援課事業計画の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

操木委員、お願いします。

○【操木委員】 人材育成のところで、「リーダー研修会の充実」ということが書かれているのですが、私、前もどこかで話したことがあると思うのですが、とてもいいリーダー研修会だと思っているのですね。できれば、その構成をさらに広げていくとかそんなことを、限界もあるでしょうけど、より多くのリーダーを育てていくような、より前向きなことを期待しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

篠原委員、よろしくお願いいたします。

○【篠原委員】 この計画でのキーワードということで、ぜひ実施段階で皆さんの工夫をお願いしたいところなのですが、Ⅲの1の「授業改善」です。いろいろな学校で授業を拝見させていただいて、やはり先生の個性によっていろいろなパターンがあるということ、当然ながら知り、それでやはり感じることもいろいろあり、学年にふさわしい教え方なのかなとか、あるいはですけど、とても過激かもしれませんが、黒板の使い方、今の学校の中でやはり何十年も前の黒板というのをどういうふうを使うと一番今らしいのだろうということを、私は本当は研究したらとても面白いのではないかなと実は思っていて、そういう何十年もずっと続いてきたことで変えられないこととか、変えてはいけないこともあると思うのですが、今の子どもたちのそれこそ生活環境とかいろいろなことを考えるときに、学校の中でやはり体験すべきことというのがどういう形であるべきなのかということについて、本当に真剣に考えるべきときなのではないかなとちょっと思っています。これは別に国立だけに限らず、いろいろなところで、もちろん言われていることかもしれませんが、これからの主体的な学びということを考えるときに、何がもっと工夫できるのかということについて、ぜひいろいろな話し合いをしたり、工夫をしてみたり、先生方とのやり取りをしたりということで、あるいは子どもの反応を見たり、そういう学校の根本のところの活動というものも、ぜひ大事にしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員どうぞ。

○【操木委員】 特別支援教育の推進事業の中の巡回相談の話が出ていたのですが、ちょっと現状というか、どのくらいの頻度で、どんなふうにやっておるか、ちょっと教えていただけるとありがたいのですが。

○【雨宮教育長】 川畑指導担当課長、よろしくお願いいたします。

○【川畑指導担当課長】 巡回相談所のほうに関しましては、今年度から新規の事業として取組を始めたところなのですが、体制が整ったのが年度途中になり、実際に、言語聴覚士・作業療法士による相談が行えそうなのが、この3学期からになりました。3月にはなるのですが、言語聴覚士による巡回相

談につきましては、今、2校で延べ3回分のオーダーを頂いています。作業療法士につきましても、2校からオーダーを頂いておりますので、この3月に集中的にはなるのですけれども、実践を通して、また次年度に向けて、よりよい仕組みづくり等の検討に生かせるようにやってまいりたいと今、考えているところです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 では、ほかはよろしいでしょうか。

では、続きまして、総合教育センター事業について、川畑総合教育センター所長、お願いいたします。

○【川畑総合教育センター所長】 今年度の10月より総合教育センターが開設しまして、これまで学校支援センター、教育支援室、就学相談、教育相談とばらばらになっていたものが今1か所にまとめました。来年度の事業計画としましては、大きく3つにまとめさせていただいております。

Iに関しましては「学校支援事業」に関する事で、ここは主にこれまで学校支援センターで行ってきた事業が中心になっております。新しいところとしましては、7の「国立市の子ども施策や教育施策の推進に向けて、情報共有や連携強化のための交流会や研修会の開催」というところが新しく事業として加えています。具体的には、今年度、実際に学校の中で支援をするスマイリースタッフや、幼稚園や保育園、また矢川プラスのほうで実施していました発達サポーター養成講座の受講者ですとか、あと保健センターで発達に関わっている職員等々と情報連携、共有をすることによって、よりお互いのやっていることの理解を深めて、市全体として学校等にも関わっていくといったところで新しく始めた事業であります。

IIにつきましては、ここは「誰一人取り残されない学びの保障に向けた支援（不登校支援）事業」ということで、教育支援室でのこれまでの事業内容を挙げてあります。ここは2番のところでは、オンラインシステムを活用した学習はこれまでやってきたのですけれども、来年度は都の事業でもありますオンラインシステムを活用した交流スペースを開設して、実際に運用を始めたいと考えているところです。

次の3番ですけれども、こちらは教育支援室に登室している子ども及び保護者に限定をせずに、市内の学校に行けない、もしくは行かない子ども及びその保護者が必要とする情報の提供ができるように、例えば高校の進路説明会ですとか、その保護者が集まっている保護者の会のような、そういうものの紹介ですとか企画といったところを今後やっていきたいと考えているところです。

続く4番のところにつきましても、今、子ども家庭部とも連携して多様な学びの場の拡充等も検討を進めていますが、ここはやはり公的な施設でもある教育支援室を中心とした連携の推進、学校外の子どもの居場所との連携といったところの推進にも努めてまいりたいと考えているところです。

最後のIIIにつきましては、「就学相談・教育相談事業」に関する事です。こちらのほうも大きな5番のところに関しましては、先ほどの「学校支援事業」の7番と同様に、やはり関係機関との連携を大切にしたいと考えているところです。

簡単ですけれども、以上になります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

私から1個だけいいですか。交流スペースの開設、不登校のところでは都事業というお話があって、これはメタバースとかそういうものとはちょっと違うのでしょうか。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 こちら、バーチャル・ラーニング・プラットフォームという名称があるもので、アバターというのですか、仮想空間の中でアカウントを頂いたお子さんたちがいて、それに対して職員用も配布されるので、職員のアバターと出会ったり、お子さん同士のアバターがあって、そこで出会うと、チャット機能等を活用して会話ができたり交流できたりというもので、現段階で、市部、区部で幾つかの自治体が既にやっていて、来年度、全都において、やるところはありませんかという希望調査が来たところで手挙げをして、国立が正式に採用になりましたので、初めて試みて進めていくものになります。

○【雨宮教育長】 分かりました。ありがとうございます。何か先駆的に東京都の中で行われていて、そういうのをやっているという情報があったので、それを国立も手挙げをしたということですかね。

○【小柳津指導主事】 はい。

○【雨宮教育長】 分かりました。ありがとうございます。様々な学びの場を提供していただくということで、いい試みかなと思ったところでございます。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続いて、生涯学習課事業について、井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 では、7ページが生涯学習課の令和6年度事業計画となります。そのうち、主なもののみ説明をさせていただきます。

初めに、(2)の②「アーティストや文化芸術団体の支援」についてでございます。こちらは、市民が文化芸術に親しむ場を増やすこと、及びアーティストや文化芸術団体の支援を目的とし、文化芸術関連イベントの開催経費の補助を行うもので令和5年度に開始した事業となります。令和6年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、(3)の②「旧本田家住宅の復原工事等の実施」についてでございます。令和5年9月に着手した復原工事が2年度目を迎えます。工事完了は令和7年12月を予定しており、まだ先となりますが、引き続き、工事を進めていくとともに開館後の活用方法についても方向性を定めてまいります。

続いて、(5)の③「学校施設の開放」についてでございます。先ほどの議案としてご審議いただきましたが、中学校体育館の学校開放を10月から開始できるよう市議会にも諮ることにはなりますが、準備を進めてまいります。

続いて、同じ(5)の④「『くにたち市民総合体育館』の管理運営」についてでございます。総合体育館では、特に3階の第3回体育室の夏の暑さが課題となっておりますが、快適な状況でスポーツができるよう、令和6年度に空調機設置工事を行ってまいります。

主な内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 言葉として、例えば(3)の7番の「『くにたち郷土文化館』の管理運営」、「『芸術小ホール』の管理運営」ではなくて、活用事業ですから、活用して前に向かっていくわけですから、管理運営だけではないと思うのですね。だから、やはり私はちょっと管理運営という言葉は、ちょっと何かきつい感じがして、例えばくにたち郷土文化館を活用した郷土学習の充実とか、何かそういったものをここに書いていなくてもいいから抱いていると思いますので、いろいろなところでアピールしてもらいたいななんて、そんな思いを持ちました。感想です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、次に参りたいと思います。

食育推進・給食ステーション事業について、土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 それでは、まず大きな1番の「食の安全安心の確保」では、(2)「給食の充実」についてでございます。⑤で、去る1月24日から全国学校給食集会に伴い、国立図書館と連携で図書館職員から紹介されたYA向けの本を題材にした給食を1週間日替わりで提供いたしました。昨年度は小学生向けの絵本だったのですが、中学生にはなじみが薄い本だったためか、今回は中高生を対象といたしました。令和6年度につきましては、国立図書館が開館50周年ということですので、昨年度、今年度とご協力を頂き、また今後も連携していきたいと思っておりますので、微力ではございますが、食育推進・給食ステーションなりにコラボ給食を通じて何かお役に立てないかなと考えてございます。

⑧、第2学期から、くにたち食育推進・給食ステーションが稼働いたしました。調理員も徐々に厨房設備を使えるようになり始めておりますので、慢性的な人員不足が解消されることが前提となりますが、手作り給食のさらなる充実を図ってまいります。

(3)「食物アレルギーへの対応」については、国立市立小・中学校食物アレルギー対応マニュアルに基づき、現状の諸課題を解決して、令和7年度に向けてアレルギー物質の対象品目、現在は乳・卵でございますが、これを増やすことを検討するとともに、引き続き、学校との連携を図りながら、保護者に対しては、料理材料の詳細・加工品の原材料等が把握できる資料を提供してまいります。

大きな2番の「食育の推進関連」では、(1)「食に対する理解の促進」の中で、くにたち食育推進・給食ステーションが市の食育の拠点の1つとして位置づけられたことに伴い、令和5年度当初5名体制であった栄養士を、現在は7名体制に組織強化いたしました。

このことを踏まえまして、(1)「食に対する理解の促進」の中で、黒ポチの2つ目で、今年度は給食ステーションが稼働したばかりであったため、運営方法などの変更から、学校、給食ステーションともに困難が生じることが容易に予想できたので、まずはおいしく安心安全な給食の提供を第一に、栄養士総出で学校給食に力を置きましたが、令和6年度は給食提供事業も安定的に遂行できると思われまので、いよいよ学校をはじめ、地域への「出向き・出歩く・身近に感じていただける」、そんな栄養士集団の確立に注力し、目に見える形で実績を出していきたいと考えてございます。

一番下の黒ポチでは、担当栄養士作成の「献立メモ」については、「給食予定表」に①旬な野菜や特別な献立内容の紹介、②食に関する健康管理などを記しており、より積極的な活用、児童への周知を図ってまいりたいと考えてございます。これは献立作成委員会において、担当栄養士が各学校の保護者の代表者に向けて、次月の献立内容をこのような思いで献立を立てましたなどと詳細な説明をするのですが、複数の委員から栄養士さんの献立への思いに感銘を受けた。でも、このような思いは子どもたちに届いているのですかという質問を受けました。

当施設といたしましては、献立メモでお伝えしている旨お答えしたのですが、学校によって差異はございますが、周知されていない、あまり周知されていないという意見も頂いたことから、献立メモの積極的な活用や児童生徒への周知を継続して学校管理者へ慫慂してまいります。

黒ポチの3つ目で、他部署の栄養士が当ステーション栄養士と連携して、様々な世代を対象とした各種講習会・調理教室・栄養相談業務など、積極的にステーションを活用することができるように会議室兼ランチルームやキッチンルームなどの備品を充実してまいります。

(2)「試食会」では、黒ポチの1つ目で、未就学児とその保護者への「体験型給食試食会」を引き続き

企画し、参加者の増加が図られるよう市内幼保園などの関係者に対しての施設見学・試食会を開催するなど、様々な手法を検討してまいります。

(3)「学校との連携」においては、黒ポチの1つ目から3つ目で、学校への出前授業等の実施、各学校が行うくにたち食育推進・給食ステーション見学及び栄養士・調理員などの職員による食育授業や講話の積極的な受入れ、また、児童・生徒が給食の時間を通して食育授業を受ける事業については、第六小学校の3学年生が1月29日に既に実施し、3月4日には第一小学2学年生、3月7日には第八小学校の3学年生が実施予定となっております。令和6年度は、この事業を学校と連携してさらに進めてまいります。

大きな3番「円滑な運営管理の実施」でございます。(1)として、昨今の物価高騰を受け、学校給食食材費が高騰しております。現在の給食費収入と食材の購入費にはかなりの乖離があり、公費である一般会計での補助金の形で給食費会計に繰り入れて賄っております。よって、令和6年度は給食費の見直しの検討を行うべく、準備を進めているところでございます。

最後に、(2)各種委員会の運営につきましては、PTA会長等協議会の要望を受け、保護者をはじめ「市民参加型給食」は維持しつつ、極力、保護者の負担にならないよう簡素化する形で開催してまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 (3)の「学校との連携」の最後の項目で、引き続き「さくら」への給食提供と書かれてありますけれども、今年度というのは、さくらへの提供とは何回ぐらいされたのでしょうか。

○【雨宮教育長】 土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【土方食育推進・給食ステーション所長】 今のところ、実績としては各学期2回行っております。1学期2回、2学期2回、3学期1回という形でやっております。実は、昨年度は、給食試食される方、ゼロだったのです。連絡を頂くと。ただ、ここで1人のときもありますけれども、大体3、4名ぐらいいらっしゃるようになったのは、多分、今年度から、さくらに来たというお子さんだと思われるのです。ですので、今のところ今年の実績はあります。やはり最終目的、これは当然、指導ラインとのお話になるのですけれども、学校へ行って給食を食べるとか、そういうところの改善というのが目的ですので、どこまでいくのかというのは、今後、やはり指導ラインと給食ステーションもそうなのですが、話し合っているいろいろな方向性を決めていくのかなと思っております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 すみません。意見なのですが、僕もさくらに行って、非常に食が細いというか、食べ物に対して、あまり執着がないというお子さんが多いみたいなのです。あと、実際は何人が登校してくるか分からないので、さくらに来るか分からないので、数が掌握できないということが、進まない理由として挙げられるのですが、やはりきちんと食事を食べた、食べることによって、それが基になって活力が生まれて学校にも来られてというような、何が先かという話なのですが、食事はすごくキーポイントだと私は思うのです。だから、きちんとした、全部いわゆる学校での給食が無理だとしても、何かその中の1品でも、おやつとかお焼きとか何かいろいろあると思うのですけれども、運べるのに簡単なものが。何かの方法で提供を積極的に行って、とにかく食を基にして、その児童・生徒の生活を改善していくのだというような、そういう心意気で頑張っていただけだと私は思います。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私も子どもたちと何年か接してきていて、給食の献立がどうのこうのではなくて、みんなと一緒に食べることが苦手だという子もいました。そして、でも、その子は食べないか、食が細いかというとはなくて、家に帰ると、すごく食べるのだと。だから、いろいろな子どもたちがいますので、欲している子ども、食べられそうな子どもに給食を提供することはとてもいいのですけれども、それもやはり同一ではないので、いろいろなこと、を指導のことを考えながら、子どもに応じた、個に応じた給食の配慮ということも必要ななんて思います。難しいことだなと思っています。感想です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 全く水を差す意味で申し上げるわけではないのですけれども、10月に小中学校のPTA会長等協議会から要望書が出ていて、その中で献立作成委員会と物資納入委員会の回数の方が書いてあったので、10回ほど毎年開かれていて、平日ですと今働いている人たち、なかなか休暇が取りにくいとか、いろいろとご要望があったようです。一方で、先ほどおっしゃったような食の大切さを改めて感じたり、それから思いを感じたりということが出来るチャンスだと思いますので、その辺をうまく受け止めてもらえるような方法論をぜひ相談しながら見つけていただけるといいかなと思いましたので、お伝えしておきます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。ちょっと時間が押していますが、このまま引き続きさせていただければと思います。

では、続いて、公民館事業について、清水公民館長、お願いいたします。

○【清水公民館長】 10ページ、公民館事業計画になります。国立市公民館は、社会教育法20条の目的、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」というのを目的として活動しております。

令和6年度の事業計画について、手短に主なものをご説明申し上げたいと思います。

1番「公民館運営審議会運営事業」ですが、昨年6月に館長諮問「公民館の運営や事業に『市民の声』を活かしていくための方法や工夫について」というのを outs させていただいておまして、ここまで討議を重ねております。引き続き、10月の任期までに答申作成に取り組んでいただくこととなります。

また、東京都公民館連絡協議会という会がございますが、この研究大会の事務局市、会場市になりますので、来年度の2月ですから、再来年の2月になりますけれども、大会の準備や運営を職員と委員で一緒に行う形になります。

2番、中心的な事業になりますが、「主催学習事業・会場提供事業」になりますが、市民の学びや集いをきっかけとして、市民と市民を結ぶことを目的として、市民の自発的な行動につながるよう努めてまいります。(1)多様な背景のある子ども・若者への支援として中高生の学習支援事業であるとか、公民館ロビーを使った自習スペースの提供、また、NHK学園と共催する若者支援事業や一橋大学と連携する講座など、他機関との連携も深めてまいります。

(2)障害者の学校卒業後における生涯学習に資する各種事業を実施してまいります。これまで行ってきた知的障害のある若者を対象とした生涯学習事業に加えて、新たに精神障害や精神疾患等のある若者ら

を対象とした対話や文化・スポーツ等を通じた交流事業を実施してまいります。障害の有無にかかわらず、ともに学ぶ取組ということを目指して事業を行ってまいります。

(3) 令和4年度より文化庁で開始した地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業というものの、これは補助金を頂けるものなのですが、これを活用した形で、地域に暮らし日本語に不自由する外国人への日本語学習支援として、生活のための日本語講座ですとか、日本語サロン、また、支援者を育成する日本語教育入門、また地域の理解を広げるための多文化共生講座などこれまでも実施してまいりましたが、担当職員は、地域日本語教育コーディネーターと位置づけて実施をしております。

(4) その他、現代的な課題、時事的な問題、地域の課題など、様々な視点から市民の方々のニーズに沿った事業について検討するとともに、他部署ですとか関係機関との連携を図りながら、事業を展開していきたいと考えてございます。

以上、雑駁ですけれども、6年度の公民館の主な事業計画となります。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

篠原委員、よろしくお願いいたします。

○【篠原委員】 事業計画の書き方の問題なのですが、運営審議会の運営基準というのが第1項目なのかなというのがちょっと思いました。今回、この大会が開かれるということで挙げていらっしゃるのかもしれないのですが、やはり2番から入っていいのではないかなと感想としてお伝えをしておきます。すみません、細かい話で。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、最後になります。図書館事業について、氏原図書館長、よろしくお願いいたします。

○【氏原図書館長】 それでは、図書館の令和6年度の事業計画につきまして説明させていただきます。

11ページをお開きください。資料に記載しました10項目のうち、主な事業につきまして、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

1つ目は、2番目の資料閲覧事業です。令和7年2月にシステム更新を予定しておりますが、予約や検索など利用者が自分で操作する部分については混乱が生じないよう、現状からの変更は最小限にとどめ、図書利用カードをスマートフォンにバーコード表示するといった新機能を若干加えていくような形で実施していく予定をしております。

2つ目は、3番の児童サービスについてですが、「第四次国立市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境の整備や読書に興味を持つことにつながるような事業実施に努めてまいります。

3つ目は、4番目のヤングアダルトサービスについてですが、中高生であるYAスタッフとともに中高生の読書推進を進めてまいります。令和6年度については、スタッフ会議で出た意見を踏まえまして、作家の講演会を中央図書館の50周年事業の一環として実施していく予定です。

4つ目は、8番目の行事等の企画及び広報事業です。先ほども申し上げましたが、令和6年度、中央図書館が開館50周年を迎えることから複数のイベントを実施する予定です。

今後も、引き続き、市民の方々に知識情報の場としてご活用いただけるよう、また読書の楽しさを伝えることができるようなイベントとなるよう努めてまいります。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

すみません。1時間をとうに経過しているのですが、どういたしましょうか。続行しますか、それとも、

ちょっと小休止をしたほうがいいのか。続行してもよろしいでしょうか。

それでは続行させていただきたいと思います。



○議題（10） 報告事項２） 市教委名義使用について（５件）

○【雨宮教育長】 では、次に、報告事項２「市教委名義使用について」に移ります。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、令和５年度１月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。

お手元の資料のとおり、後援の承認４件、不承認１件でございます。まず、承認についてです。

１件目は、第33回ダンスコレクション実行委員会主催の「第33回ダンスコレクション」です。青少年の健全育成や地域の活性化を図ることを目的にダンス公演を行うもので、参加費は1,000円となっております。

２件目は、第47回塞の神どんと焼き実行委員会主催の「第47回塞の神どんと焼き」です。市民に伝統文化を伝え、郷土意識を高めることを目的に正月行事である「どんと焼き」を実施するもので、参加費は無料となっております。

３件目は、国立体育協会主催の「市民スポーツ講演会」です。市民に広くスポーツへの興味を持ってもらい、スポーツへの参加を勧めることを目的に講演会を行うもので、参加費は無料となっております。

４件目は、Life～Percussion Ensemble～主催の「Life～Percussion Ensemble～1st Concert」です。市民の方々に、現代音楽である打楽器音楽の特色、魅力を楽しんでいただくことを目的に、打楽器アンサンブルによる演奏会を行うもので、参加費は記載のとおりとなっております。

以上４件について、事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしました。

続いて、不承認についてでございます。

株式会社Blue Planet主催の「Kidsプログラミングラボ」でございます。プログラミング教育の普及及び地域に貢献することを目的に小学生を対象としたプログラミングの無料体験会を行うもので、参加費は無料となっております。

教育委員会で審議をし、不承認と判断した理由についてでございます。申請された本事業は、営利事業と分離されているものとはみなせず、これが国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱第４条第５号の作品の販売等営利を目的としないものであることの要件を満たしていないと判断し、不承認といたしました。

以上、報告でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ご報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 すみません。最後の承認されなかったのは、この文面だけ見ると営利目的かどうかというのは分からないのですが、それは具体的にどういうところが営利目的なのでしょう。

○【雨宮教育長】 では、生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 事業単体で見ますと、特にもうけを得たりというものではないのですが、株式会社というところで定款などを見させていただいたりする中で営利とつながる部分があると判断をさせていただいたところでございます。

- 【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- 【大野委員】 はい。
- 【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。
篠原委員、お願いいたします。
- 【篠原委員】 4番目のパーカッションのグループは、これは初めてのコンサートなのですね。そして、ファーストコンサートと書いてあったので思ったのですけれども、ここはどういうグループなのですか。
- 【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。
- 【井田生涯学習課長】 当該団体からは、初めて教育委員会の後援名義申請を頂いております。場所としましては、主催団体としては武蔵村山市にある代表者がいらっしゃる団体でございますけれども、今回、芸小ホールで行われるというところがございまして、後援を申請いただいたのかなと捉えております。
- 【雨宮教育長】 何か定款とかあったり。
井田生涯学習課長、お願いいたします。
- 【井田生涯学習課長】 すみません。失礼いたしました。国立音楽大学の卒業生ですとか、大学院の修士を中心とした打楽器のメンバーで構成されているという団体さんでございます。
- 【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- 【篠原委員】 はい。
- 【雨宮教育長】 ありがとうございます。
では、次に参りたいと思います。



○議題(11) 報告事項3) 要望書について(2件)

- 【雨宮教育長】 報告事項3「要望書について」に移ります。
では、教育総務課長、お願いいたします。
- 【石田教育総務課長】 要望は2件です。子供たちが主権者の社会科教育を求める会より「2021年東京五輪大会は『全体が汚職まみれだった事実』に加え、馳浩・元文科省の自慢話で露呈した『招致段階から金まみれだった事実』も、オリパラレガシー”教育“で児童生徒に伝えるよう、都教委に意見書を出して頂きたい等の要望書」を頂いております。また、市民の方より「ちょっと待った学年担任制(要望)」を頂いております。
説明は以上です。
- 【雨宮教育長】 報告が終わりました。まず1件目について、事務局より補足説明はありますでしょうか。
荒西教育指導支援課長、お願いいたします。
- 【荒西教育指導支援課長】 それでは、要望者の趣旨をお伝えします。
1点目は、オリパラレガシー教育において、オリンピック・パラリンピックに取り巻く諸問題等について、授業の中で児童・生徒に正確に伝えてほしい。都教委に小中高等学校等に通知するような意見書を出してほしい。また、オリパラレガシー教育の各校年間の授業時間と計画書や報告書提出の義務があるか教えてほしい。
2点目が、オリパラ学習読本における表彰式等での掲揚、演奏するのは、国旗、国歌だという記載は誤っており、選手団の旗、歌というのが正しいといった訂正文等を都教委のホームページと広報誌に掲載してほしい。

3点目が、オリパラ学習読本は「誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制するのは憲法26条からも許されない」と判じた判決に抵触する記述であるということを知してほしい。

4点目が、国語の授業で「論言汗のごとし」ということわざを教えるときは、要望書にある高嶋名誉教授のコメントを紹介してほしいといったものです。

担当課の見解です。東京都教育委員会は、「学校2020レガシー」を設定し、東京2020大会後も長く続く教育活動として、継続・発展させ、共生・共助社会の形成を担う子どもたちの育成を目指しています。この趣旨からも、オリンピックを取り巻く諸問題等を取り扱う必要はないと考えております。また、オリンピック・パラリンピック学習読本については、現在、学校で使用してはおりません。学校2020レガシーについての平均年間授業時数は把握してございません。また、計画書や報告書の都教委への提出義務はございません。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。特にございませんか。

では、特にないようございますので、2件目に参りたいと思います。事務局から補足説明はありますでしょうか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、ご要望いただいている点に関連したことについて、事務局見解をお知らせします。

まず、フルインクルーシブ教育との関連についてですけれども、まず大前提として、学年担任制及び一部教科担任制というのは、「あくまでも学校内の制度・習慣・きまりごとの変更・調整の一方策として例示したもの」でございますので、学校が子どもたちや教員にとって導入したほうがメリットが多いと判断した場合に試行していくものであると認識しております。メリット、デメリットについては、現段階では以下のように考えておりますので、さらに研究を深めて、学校にも示していきたいと考えております。

学年担任制についてのメリット、主な3点をお伝えします。1点目は、学級の問題について担任が1人で抱え込まなくなるということ。2点目が、多面的・多角的な児童理解を進めることにより、組織的な生活指導が可能となること。3点目が、指導力不足や経験の少ない教員をフォローしやすくなること。

デメリットについては、1点目が、これまで以上に綿密な連携が必要となること。2点目が、担任が1人の子どもの状況を継続して把握できるという学級担任制のよさが薄れるということ。3点目が、児童・生徒の主体性を重視した学級独自の取組が行いにくくなるということ。

一部教科担任制についてのメリット3点です。主なものでございます。メリット1点目が、教材研究の深化や授業準備の効率化が図られるということ。2点目が、教員の教科指導の専門性や実施する授業の質が向上すること。3点目が、質の高い授業の実現により、児童の学習内容の理解や学習意欲が向上すること。

デメリット、主なものでございます。1点目が、急な授業の入れ替えや調整がしにくくなること。2点目が、学年で協力し合って行う教材研究がしにくくなること。3点目が、授業を実施しない教科があるため、教員が指導経験を積みにくくなるということ。

最後、補足の見解でございます。学年担任制は、一部教科担任制も併せて行うことを前提としているために、単元の途中で指導者が変更するという事は多くはないと存じますが、教科によっては、担任の変

更と単元の切り替わりが合わなくなることも想定されます。その際は、単元の区切りまでは前担任が指導するなどの調整を行う形になると思いますが、このため、要望者の指摘のとおり、授業の進度をクラスの間で合わせていくという必要がございます。現在行っている算数習熟度別指導の運営と類似するような対応になるかと考えております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 国立市の状況でいうと、クラスも2クラスが平均で、たくさん昔のようにあるわけではないので、学年担任といっても、2つクラスがあるような状況の中での役割分担になってくると思うのです。なので、今まで担任だからということで1つのクラスをとということではなくて、もっと大きく見られるようになるということで、子どもたちが安心な時間を過ごせるようになると思いますし、先生の負担というところでも、どんどんいろいろなことを求めているので少し減らしていくことも必要になってくると思います。

そういった中でも、このようなシステムに変えていくと、若い先生が、この選択もできるのであれば、ほかの先生に相談して、どういう体制がいいかということも工夫してやっていくこと、仕事をしていくことができると思いますし、子どもたちにとっても、ゆくゆくはどちらの担任の先生がいいかということだったり、どちらでもいいよという子どもがいたりするかもしれないですし、もっともっと今までのやり方だけではないというところを、いい形でチームに変えていくという方向の過程かなと捉えられたらいいのではないかなと思いました。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 いろいろな組織の中で、今までは、ある担当者が専門的にやっていたのだけれども、これからは、チームで、例えばリスク管理ですとか、いろいろと対応していかなくてはいけないという流れというのが、会社であれ、いろいろな組織であると思います。別に学校というのはそういうものとは一線を画すものであると思うのですけれども、やはりそれこそ数十年前と学校を取り巻く環境も変わっている。保護者の意識、あるいは社会的な情報の過密性とか、いろいろなものが変わっているので、以前のような、例えば昔、学級王国という言葉があったと思うのですが、そういうことで何か子どもたちにどう対応していくということの難しさというのは、あると思います。

ですので、そのために、では、どうやったらいいのかということを中心に議論をする。その1つの方法が、この学年担任制、あるいは一部教科制なのかなと思います。いろいろな学校で試行錯誤をしていると思いますので、国立でも、ある学校がやってみようかなと思うのであれば、それが進むということなのかなと理解しています。

これをやるためには、恐らく先生方の理解、意識改革が相当必要で、これを実践している学校の校長先生たちはそれが一番大変だったと話しているのを聞いたことがあります。ですので、そう簡単ではないと思いますし、一方で、例えば若い先生方を中心に教員を辞めていく、あるいは、残念ながら退職になっていく、あるいは、教員そのものの採用がなかなかできなくなっていくという、そういうもろもろの状況をちょっと本当に総合的に考えなくてはいけないのかなと感じています。ですので、頂いたご要望も含めて、様々研究しながら、国立としてのベストな方法論というのを考えていく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 先ほど説明がありましたけれども、やはりメリット、デメリットということがあるのですよね。そういったところを見て、それも、やはり、最初、中学校の生徒会との話を僕もちょっと出しましたけれども、学校によっていろいろ状況が違います。そういう意味では、ある学校にはメリットになって、ある学校にはデメリットのほうが多く出るとかいろいろあると思うのですよね。やはり影響する理科もそうですし、この各学校で「学校内の制度・習慣・きまりごとの変更・調整の一つの方策」として示されているという受け止め方ですから、そういった幅を持たせるということでもいいのではないかと思います。やるとか、やらないというのではなくて、1つの方策だということでもいいのではないのでしょうか。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 前回、この会でこの学年担任制の話をお聞きして、そのときの私の印象だと、具体的には1週間ごとに変わると。それが割とトップダウンでそういうふうにフルインクルーシブ教育に伴って、もうそういうふうに進められていくのだと私は理解したので、「いや、ちょっと待ってください」という発言をしたのですね。その話は繰り返しませんけれども、前回言ったことを撤回するつもりも毛頭ありません。

ただ、ここに述べられているように、学校が子どもたちや教員にとって導入したほうがメリットが多いと判断した場合には、それを施行していくのだと書かれていますので、それぞれの学校、教員で話をして、そして学校として取り入れようというならば、それもあかなと思います。

前回と違って、メリットとしては、僕は1週間というのはやはりちょっとどうかなと思うのですけれども、例えば学期ごとに、1学期ごとに変わっていくというのは、むしろあかなと思うのです。というのは、クラスがうまくいって、担任との相性もよくて、1年間いいクラスもあれば、その逆ということも考えられるので、これはやはりいいところだけを見ても、やはりちょっとまずいと思うので、そういった意味では、学期ごとの交代ということは、それはあるのかな。むしろ、そこは施行してもいいのではないかな。ただ、一定期間、子どもを見ないと、やはり何か問題が起きたときに、次の週になったときに、また担当者が代わってしまうということは、これは子どもにとっても迷いが生じるのかなということで、そこは基本反対なのですね、私は。そんなところです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。皆さんから御意見頂きました。

私もほぼ皆さんと変わらないのですけれども、1つの例示として示させていただいたということがあろうかと思います。そのような中で、やはり学校教育制度がいろいろ積み重なってきているところがあるわけですが、その中でも様々な諸課題が出ていたりしていますから、いろいろな工夫をやはりしていくことは必要なのだろうと思います。それを教育委員会だけではなくて、学校の先生方も含めて、どのような形になればいいのかというところを議論していく、そういうことも必要だろうと思いますので、このことは、また引き続き、我々も課題として取り上げていくことが大切ではないかなと思います。ご要望頂いたことも、私どもとしては受け止めさせていただければなと思います。

それでは、皆様から御意見を頂きました。よろしければ、秘密会議以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めたいと思います。どのようになりますか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 次回の教育委員会でございますが、令和6年3月19日火曜日、午後2時から、会場につきましては、本日と同じ3階の教育委員室を予定しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。長時間、傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時50分閉会